

出雲市母子健康包括支援センターの開設について

1. 名 称

出雲市母子健康包括支援センター

2. 目 的

妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を強化します。

※母子保健法第22条の改正に基づき、市町村は、母子保健に関し、支援に必要な実情の把握等を行う「母子健康包括支援センター（法律上の名称）」を、おおむね平成32年度末までに設置するよう努めることとされました。

3. 設置場所

健康増進課内

4. 開設時期

平成29年（2017）10月1日

5. 対象者

妊産婦及び乳幼児並びにその保護者

6. 業務内容

- (1) 妊娠届出時の相談を強化し支援の必要性のアセスメント実施
窓口相談専任スタッフの配置、専用相談室の確保
- (2) 妊娠から出産まで、切れ目なく支援を行うための出雲市妊婦台帳および全妊婦のケアプランの作成
- (3) 妊娠・出産・子育て期に、特別な支援を要する家族（要支援者）への個別支援体制の強化
地区担当保健師と包括支援センタースタッフとの重層的な支援の実施
- (4) 望まない妊娠等への相談支援の強化（開庁時の直通電話の設置）
- (5) 医療、福祉、子育て支援等の関係機関との連携強化

7. 職員体制

- (1) 正規保健師 2名（専任1名、兼任1名）
- (2) 嘱託看護師 1名

出雲市母子健康包括支援センター 支援イメージ図

